

令和5年第3回佐川町議会臨時会会議録（第1号）

招集年月日 令和5年11月2日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和5年11月2日 午前9時宣告

開 議 令和5年11月2日 午前9時宣告（第1日）

応招議員	1番	齋藤 光	2番	岡林 哲司	3番	山本 和輝
	4番	田村 幸生	5番	橋元 陽一	6番	宮崎知恵子
	7番	西森 勝仁	8番	下川 芳樹	9番	坂本 玲子
	10番	森 正彦	11番	松浦 隆起	12番	岡村 統正
	13番	永田 耕朗	14番	藤原 健祐		

不応招議員 な し

出席議員	1番	齋藤 光	2番	岡林 哲司	3番	山本 和輝
	4番	田村 幸生	5番	橋元 陽一	6番	宮崎知恵子
	7番	西森 勝仁	8番	下川 芳樹	9番	坂本 玲子
	10番	森 正彦	11番	松浦 隆起	12番	岡村 統正
	13番	永田 耕朗	14番	藤原 健祐		

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司	町 民 課 長	山本 壽史
副 町 長	田村 正和	病院事業副管理者兼事務局長	宮本 福一
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	吉野 利香	教 育 次 長	廣田 春秋
総 務 課 長	片岡 和子	産業振興課長	下八川久夫
まちづくり推進課	岡田 秀和	建 設 課 長	吉野 広昭
税 務 課 長	真辺 美紀	農業委員会事務局長	森田 修弘

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤本 雅徳

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	な し
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 1 1 番 松浦 隆起 1 2 番 岡村 統正

令和5年第3回佐川町議会臨時会議事日程〔第1号〕

令和5年11月2日 午前9時開議

- | | | |
|------|--------|--|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 町長挨拶 |
| 日程第4 | 報告第10号 | 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について） |
| 日程第5 | 議案第63号 | 令和5年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第6 | 議案第64号 | さかわぐるぐるバスの運行に関する条例の一部を改正する
条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第65号 | 旧黒岩中央保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例の制定について |
| 日程第8 | | 議員派遣について |
| 日程第9 | | 副議長の選挙 |

令和5年第3回佐川町議会臨時会追加議事日程（第1号の追加1）

令和5年11月2日 午前9時開議

- | | |
|------|---|
| 日程第1 | 議長辞職の件について |
| 日程第2 | 議長の選挙 |
| 日程第3 | 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任及び国道494号
佐川バイパス整備促進特別委員会委員の選任について |
| 日程第4 | 議会広報編集委員選任の件 |
| 日程第5 | 高吾北広域町村事務組合議会議員の選任の件 |
| 日程第6 | 日高村佐川町学校組合議会議員の選任の件 |

議長（西森勝仁君）

おはようございます。定刻です。ただいまから令和5年第3回佐川町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員数は14人です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、11番、松浦隆起君、12番、岡村統正君、両名を本臨時会の会議録署名議員とします。

日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定しました。

日程第3、町長挨拶を行います。

町長（片岡雄司君）

皆さんおはようございます。

本日は令和5年第3回佐川町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しい中、ご出席をいただき、令和5年第3回佐川町議会臨時会を開催できますことを心より感謝申し上げます。

また日ごろは、町政運営全般に対しまして、議員の皆様にはご指導ご協力を賜りまして、この場をお借りしまして心より厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

9月末をもってNHKの朝ドラ「らんまん」の放送が終了しましたが、これからはアフターらんまんに向け、県並びに近隣町村と連携するとともに、佐川町ならではの取り組みなども実施し引き続き観光振興、産業振興に取り組んでいくこととしておりますので、議員の皆様には引き続きご支援、ご協力をよろしくお願いをいたします。

また今年、今年度末には、道の駅の花壇に遊具公園の完成を目指

し進めております。駐車場などの課題もありますが、議員の皆様にはご協力をお願いいたします。

本臨時会では、損害賠償の額の決定についての専決処分の報告が1件と、令和5年度国民健康保険特別会計補正予算（第3号）と、条例改正の案、議案が2件、以上4件を提案させていただいております。

議員の皆様には、何とぞ慎重なるご審議の上、ご承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（西森勝仁君）

以上で町長挨拶を終わります。

日程第4、報告第10号、専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）を議題とします。

提出者の報告を願います。

町長（片岡雄司君）

それでは、報告案件についてご説明申し上げます。

報告第10号、専決処分の報告につきましては、佐川町本郷のふれあいの里尾川の駐車場南にございます、町有林で発生しました事故に対する損害賠償の額を額の決定を地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和5年9月21日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

事故の概要は、令和5年4月27日午前11時ごろ佐川町管理の町有林で、地域おこし協力隊が杉の伐倒作業を実施中にチェーンソー操作を誤り、前方のソフトバンク株式会社が管理する携帯電話基地局施設に抜倒木が倒れ、破損させたものでございます。

賠償する相手方は専決処分に記載のとおりで、損害賠償額は263万4973円でございます。報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（西森勝仁君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第5、議案第63号、令和5年度佐川町国民健康保険特別会計

補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

それでは議案についてご説明をさせていただきます。

議案第63号、令和5年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ135万3千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ18億838万円とするものであります。なお、詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

町民課長（山本壽史君）

おはようございます。それでは私の方から議案第63号、令和5年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。歳出から説明させていただきます。

1款、2項、1目賦課徴収費、説明欄、賦課事務等電算委託料135万3千円の増額につきましては、令和6年1月施行の国民健康保険税の産前産後期間の減免に関し必要なシステム改修費となっております。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。ページを戻っていただきまして8ページ、9ページをお開きください。

3款、1項、1目保険給付費等交付金につきましては、歳出で説明しました賦課事務等電算委託料の増額に伴い、特別調整交付金分として135万3千円の増額を行うものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（西森勝仁君）

以上、説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 63 号、令和 5 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 63 号は可決されました。

日程第 6、議案第 64 号、佐川ぐるぐるバスの運行に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

それでは議案第 64 号、さかわぐるぐるバスの運行に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、川内ヶ谷線の運行開始に伴い、運行路線を追加するため、条例の一部を改正するものであります。なお詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

おはようございます。私の方からは議案第 64 号、さかわぐるぐるバスの運行に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明をさせていただきます。

この条例の一部改正につきましては、さかわぐるぐるバスにつきまして奥畑から西佐川駅を経由し、佐川駅の間を運行します。川内ヶ谷線の運行開始に伴い、同条例第 2 条に運行路線名及び別表第 1 に運賃を追加するため、条例の一部を改正するものであります。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（西森勝仁君）

以上、説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 64 号、さかわぐるぐるバスの運行に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 64 号は可決されました。

日程第 7、議案第 65 号、旧黒岩保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

それでは、議案第 65 号、旧黒岩中央保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、旧黒岩中央保育所のアトリエで管理をしております、レーザーカッターをおもちゃ美術館の D I Y 工房に移設するため、条例の一部を改正するものでございます。なお、詳細につきましては、担当課長の方から説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

それでは、議案第 65 号、旧黒岩中央保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明をさせていただきます。

この条例の一部改正につきましては、現在おもちゃ美術館の D I Y 工房に設置をしております工作機械の糸鋸に加えまして、デジタル工作機械のレーザーカッターを設置することで、ものづくりの楽しさやデジタル工作機械の性能を、多くの来館者に体感してもらうため、現在レーザーカッターを設置しております。

旧黒岩中央保育所のアトリエから、おもちゃ美術館に移設するため、条例の一部を改正するものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（西森勝仁君）

以上、説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 65 号、旧黒岩保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 65 号は可決されました。

日程第 8、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することにししたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣はお手元に配付のとおりと決定しました。

日程第 9、副議長の選挙を議題とします。

10 月 26 日付で森正彦議員から一身上の都合により、10 月末日をもって副議長を辞職したいとの申し出があり、地方自治法第 108 条のただし書き規定により、これを許可しました。

したがって、現在副議長が欠けておりますので、直ちに副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の入口を閉めます。

（議場閉鎖）

議長（西森勝仁君）

ただいまの出席議員数は 14 人です。次に、立会人を指名します。

会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、立会人に 5 番、橋元陽一君及び 6 番、宮崎千恵子君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のために申し上げます。投票は、単記無記名です。

（投票用紙配付）

議長（西森勝仁君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西森勝仁君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

議長（西森勝仁君）

投票箱を点検した結果、異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1 番議員から順番に投票願います。

（投 票）

議長（西森勝仁君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西森勝仁君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

5 番、橋元陽一君、6 番、宮崎知恵子君、開票の立ち会いをお願いします。

（開 票）

議長（西森勝仁君）

選挙結果を報告します。

投票総数 14 票、有効投票 14 票、無効ゼロです。

有効投票のうち、田村幸生君 9 票、坂本玲子君 4 票、下川芳樹君 1 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 4 票です。

したがって、田村幸生君が副議長に当選されました。

議場の入口を開きます。

（議場開鎖）

議長（西森勝仁君）

ただいま副議長に当選されました田村幸生君が議場におられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

田村幸生君、副議長当選承諾及び挨拶を願います。

副議長（田村幸生君）

ただいまの投票によりまして、副議長の大役を仰せつかりました田村幸生と申します。

これからは、議会運営及び議長を支え、住民のために一生懸命務

めたいと思います。

議員の皆様方のご協力ご支援を賜りますように、お願い申し上げまして、受託の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

議長（西森勝仁君）

挨拶が終わりました。ここで議長を交代します。

（議長交代）

副議長（田村幸生君）

議長を交代いたしました。

ただいま、議長西森勝仁君から議長辞職願が提出されました。

お諮りします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第１として議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第１として議題とすることに決定しました。

追加日程第１、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第１１７条の規定によって、西森勝仁君の退場を求めます。

（西森勝仁君退場）

副議長（田村幸生君）

お諮りします。

西森勝仁君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、西森勝仁君の議長の辞職を許可することに決定しました。西森勝仁君の入場を求めます。

（西森勝仁君入場）

副議長（田村幸生君）

西森勝仁君に申し上げます。

議長の辞職が許可されました。

ただいま、議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第１として、選挙を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、選挙を行うことに決定しました。

追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

副議長(田村幸生君)

ただいまの出席議員数は14人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に8番、下川芳樹君及び9番、坂本玲子君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、無単記無記名です。

(投票用紙配付)

副議長(田村幸生君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長(田村幸生君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

副議長(田村幸生君)

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

副議長(田村幸生君)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長(田村幸生君)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

8 番、下川芳樹君及び 9 番、坂本玲子君、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

副議長 (田村幸生君)

選挙結果を報告します。

投票総数 14 票、有効投票 13 票、無効投票 1 票です。

有効投票のうち、松浦隆起君 8 票、下川芳樹君 5 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 4 票です。

したがって、松浦隆起君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

副議長 (田村幸生君)

ただいま議長に当選されました、松浦隆起君が議長におられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

松浦隆起君、議長当選承諾及び挨拶を願います。

議長 (松浦隆起君)

ただいまの行われました議長選挙におきまして、多数の皆様の賛同いただき、当選をさせていただくことができました松浦隆起でございます。

この佐川町議会の議長という重責の重さに身の引き締まる思いでいっぱいでございます。もとより力はありませんが、全力でこの重責を全うすることをお誓いをし、この当選を慎んでお引き受けをいたします。また、町長はじめ執行部の皆様には、今後とも何とぞよろしくお願いを申し上げます。

今佐川町が置かれております、また、佐川町民の方の暮らし、大変に厳しい状況が続いております。2020 年、コロナの感染が拡大をし、そして生活が困窮をしていく中で、今やっとコロナが収束を見始めておりますが、それにまた反するように、物価高騰の大きな波が町民の皆様の暮らしに押し寄せております。今後、国は地方交付金等を地方自治体に交付する、そういった政策も計画をされておるようでございます。その意味で、これから町長始め、自治体の判断というのが重くなってくると。

また一方で、この佐川町も他の自治体と同じく、高齢化が進んでおります。10 年後、20 年後の佐川町見据えた舵取りも、今、片岡町

長には重くのしかかっておられると思います。私たち議会もその責任を同じくして、執行部とともにこの大きな課題に、しっかりと取り組んでいかなければならないと考えております。

私たち議会は、議員お一人お一人は、それぞれが違う政治信条と、考えをお持ちの集まりでございます。ただ、大きな局面に対しては、議会が一つとなって、しっかりと全員で立ち向かっていく。また、課題を乗り越える町長とともに町政を進める、そういったことが求められていると感じております。

私が一助になれるよう、本日より全力で取り組んでいくことを誓いをし、そして、議員お一人お一人、皆様のご協力とご指導、ご鞭撻を心からお願いを申し上げまして、議長受託のご挨拶といたします。何とぞよろしくお願い申し上げます。

副議長（田村幸生君）

松浦議長、議長席にお願いします。

（議長交代）

議長（松浦隆起君）

それでは、お諮りします。

常任委員会委員及び議会運営委員会委員及び国道 494 号佐川バイパス整備促進特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第 3 として議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員及び議会運営委員会委員及び国道 494 号佐川バイパス整備促進特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第 3 として議題とすることに決定しました。

追加日程第 3、常任委員会委員及び議会運営委員会委員及び国道 494 号佐川バイパス整備促進特別委員会委員の選任についてを議題とします。

休憩します。

休憩　　午前 9 時 50 分

再開　　午後 1 時 30 分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

齋藤議員、岡林議員より少し遅れるとの連絡が入っております。

お諮りします。

常任委員会委員及び議会運営委員会委員及び国道 494 号佐川バイパス整備促進特別委員会委員の選任については、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、常任委員会及び議会運営委員会委員及び国道 494 号佐川バイパス整備促進特別委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

常任委員会及び議会運営委員会及び国道 494 号佐川バイパス整備促進特別委員会委員の委員長、副委員長互選のため休憩します。

休憩 午後 1 時 31 分

再開 午後 1 時 33 分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会及び議会運営委員会委員長、副委員長互選の結果を報告します。

総務文教常任委員会委員長齋藤光君、副委員長橋元陽一君。産業厚生常任委員会委員長永田耕朗君、副委員長下川芳樹君。議会運営委員会委員長藤原健祐君、副委員長永田耕朗君。国道 494 号佐川バイパス整備促進特別委員会委員長森正彦君、副委員長坂本玲子君。以上のとおりです。

お諮りします。

議会広報編集委員会委員選任の件及び高吾北広域町村事務組合議会議員の選任の件及び日高村佐川町学校組合議会議員の選任の件を日程に追加し、追加日程第 4 から追加日程第 6 として議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議会広報編集委員会委員選任の件及び高吾北広域町村事務組合議会議員選任の件及び日高村佐川町学校組合議会議員選任の件を日程に追加し、追加日程第４から追加日程第６として議題とすることに決定しました。

追加日程第４、議会広報編集委員会委員選任の件を議題とします。
休憩します。

休憩 午後 1 時 35 分

再開 午後 1 時 36 分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議会運営委員会委員長副委員長の互選についてご報告しましたが、訂正をいたします。

議会運営委員会副委員長には岡林哲司君、以上でございます。

追加日程第４、議会広報編集委員会委員選任の件についてお諮りします。

本件については、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議会広報編集委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

委員長副委員長互選のため休憩します。

休憩 午後 1 時 37 分

再開 午後 1 時 38 分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

互選の結果を報告します。

議会広報編集委員会委員長岡林哲司君、副委員長山本和輝君、以上のとおりです。

追加日程第5、高吾北広域町村事務組合議会議員の選任の件について、議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、高吾北広域町村事務組合議会議員については、岡村統正議員を選任します。

追加日程第7、日高村佐川町学校組合議会議員の選任の件についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、日高村佐川町学校組合議会議員の選任については、私松浦を選任します。

以上で、本臨時会に提出されました案件は終了いたしました。

町長挨拶を願います。

町長（片岡雄司君）

令和５年第３回の臨時会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、本臨時会に提案をさせていただきましたすべての議案等につきまして、適切なるご決定を賜りました。本当に厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

開会の挨拶でも申し上げましたが、大盛況であります、まきのさんの道の駅・佐川、そして佐川おもちゃ美術館につきましては、安全対策をしっかりと行い、佐川ならではの取り組みなどを実施し、観光振興産業振興に努めて参りますので、議員の皆様には引き続きご協力をお願いいたします。

また、本臨時会で選任されました松浦議長、そして田村副議長、各委員長の皆様、委員会の皆さん、これからも佐川町の浮揚発展のため、そして町民のために、一緒になって頑張っていっていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

終わりになりますが、季節の変わり目でめっきり寒くなってきました。議員の皆様には、体調管理には十分お気をつけられていただきたいと思います。

今後とも、議員の皆様には執行部に対しまして、ご指導ご鞭撻をお願いし、申し上げます閉会の挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

本日の会議はこれを持ちまして終わります。

令和５年第３回佐川町議会臨時会を閉会します。

閉会 午後１時４１分

